



ストップ・ザ・交通事故死！
—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	2件
○死者数	0人
○傷者数	2人

2011年2月28日現在

町民一人ひとりが交通マナーを守り、
交通事故のない社会を目指しましょう。

☆安全運転はみんなの願い＝

○交通事故のない安全で安心な日常生活をおくるためには、私たち一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど注意深い行動をすることが大切です。
ひとりでも多くの方が新たな気持ちで交通安全行動に心掛け、家庭や職場そして地域と身近な所から思いやりのある運転を少しでも実践しましょう。

☆子供たちを交通事故から守りましょう＝

○ 新入学児童・園児の交通事故防止運動
《4月6日(水)から15日(金)の10日間》

＝ 各小学校の入学式は、4月6日(水)日高、門別小学校
4月7日(木)富川、厚賀、里平小学校です ＝

○ おめでとう！各学校の入学予定者数（平成22年3月1日現在）

- ・日高小学校 4名 ・富川小学校 57名 ・門別小学校 30名
- ・厚賀小学校 13名 ・里平小学校 1名



☆高齢者被害の事故を防ごう！「自分たちは大丈夫」と思っていませんか？

歩いて出かける方へ

- ・青信号でも、左右を確認してから渡りましょう。
- ・いつもの通り慣れた道路でも油断せず、車に注意しましょう。
- ・夜は、明るい色の服を着て、反射材を身につけましょう。

自転車に乗る方へ

- ・歩道では、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。
- ・見通しの悪い交差点では、止まって左右を確認しましょう。
- ・夜は、必ずライトを点灯しましょう。



◎ 日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

交通死亡事故抑止7大セーフティーキャンペーン

1. 高齢者事故防止
2. シートベルト着用全席
3. 自動車走行・交差点通行マナーアップ
4. スピードダウン
5. デイ・ライト実践
6. 飲酒運転根絶
7. 居眠り運転防止

毎月15日は道民交通安全の日

「交通事故に遭わない」
「交通事故を起こさない」

居眠り運転事故防止
～2時間ごとに休憩を！～



ご存じですか？

国民年金には、「障害基礎年金」と「遺族基礎年金」があります

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

○障害基礎年金

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が一定の障害の状態になったときに支給されます。

年金額は、障害の程度が1級のときが990,100円(平成22年度価格・年額・以下同じ)、それより軽い程度の2級のときが792,100円です。

また、障害基礎年金には子(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子・以下同じ)の加算額があって、その額は1人について75,900円(ただし、2人めまでは1人について227,900円)です。

○遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が1人の妻に支給されるときが792,100円です。また子が2人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

○年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日等(障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ)のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(3分の2要件)」を満たす必要があります。

※ 「国民年金に加入しなければならない期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金等から老齢年金を受けている期間は除かれます。

※ 厚生年金の加入期間や、第3号被保険者の期間は、「保険料を納めた期間」とされます。

また「3分の2要件」を満たせなくとも、平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日等のある月の前々月までの1年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。なお、遺族基礎年金、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要がありません。

ご自分が、保険料納付要件を満たしているかどうかご心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、日高町役場・日高総合支所の国民年金の窓口または苫小牧年金事務所にお問い合わせください。

○厚生年金の加入者は

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。苫小牧年金事務所にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日高町役場 住民課 住民・年金・地域安全グループ	TEL	01456-2-6182
日高総合支所 住民生活課 住民・福祉グループ	TEL	01457-6-3173
苫小牧年金事務所	TEL	0144-36-6135